

石川県公報

令和 8 年 7 月 24 日

第 1 3 9 2 7 号（金曜日）

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示			公 告	
○随意契約の相手方等	（人事・組織経営課）	1	○県指定高松鳥獣保護区高松特別保護地区の指定の案の縦覧公告	（自然環境課） 3
○随意契約の相手方等	（管 財 課）	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告	（経営支援課） 3
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効	（薬事衛生課）	2	○業務委託に係る技術提案書の募集公告	（道路整備課） 4
○一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	2	○開発行為に関する工事の完了公告	（建築住宅課） 6

告 示

石川県告示第248号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和 8 年 7 月 24 日

石川県知事 山 野 之 義

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
石川県給与システム移行改修業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部人事・組織経営課総務事務管理室
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和 8 年 7 月 1 日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
富士通 J a p a n 株式会社 北陸支社（石川）
金沢市広岡 3 丁目 3 番11号
- 随意契約に係る契約金額
189,887,500円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に該当するため

石川県告示第249号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、随意契約の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和 8 年 7 月 24 日

石川県知事 山 野 之 義

- 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法
パーソナルコンピュータ 仕様書のとおり

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 8 年 4 月 27 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
リコージャパン株式会社
東京都大田区中馬込一丁目 3 番 6 号
- 5 随意契約に係る契約金額
658, 528, 640 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に該当するため

石川県告示第 250 号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 26 年石川県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

令和 8 年 7 月 24 日

石川県知事 山 野 之 義

- 1 失効した知事指定薬物の名称
 - (1) 2- { 2- [(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類
 - (2) 2- { [4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル} -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類
 - (3) N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン及びその塩類
- 2 失効の理由
当該知事指定薬物が条例第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため
- 3 失効の日
令和 8 年 6 月 27 日
- 4 罰則の適用
条例第 24 条から第 28 条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

石川県告示第 251 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和 8 年 7 月 24 日

石川県知事 山 野 之 義

- 1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
石川県警察インターネット機器賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県警察本部警務部会計課
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 7 月 8 日
- 4 落札者の名称及び所在地
NTT・TC リース株式会社

東京都港区港南 1 丁目 2 番 70 号 品川シーズンテラス 13 階

- 5 落札金額
28,380,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 8 年 5 月 8 日

公 告

県指定高松鳥獣保護区高松特別保護地区の指定の案の縦覧公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定したいので、当該特別保護地区に係る名称、区域及び存続期間並びに当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を令和 8 年 7 月 24 日から同年 8 月 7 日まで縦覧に供する。

なお、法第 29 条第 4 項において準用する法第 28 条第 5 項の規定により、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までの間に、当該指針案について、知事に意見書を提出することができる。

令和 8 年 7 月 24 日

石川県知事 山 野 之 義

- 1 特別保護地区の名称
県指定高松鳥獣保護区高松特別保護地区

- 2 特別保護地区の区域
主要地方道金沢田鶴浜線（のと里山海道）のかほく市木津と同高松との字界から北北東に 100m 進んだ地点を起点とし、同所から同主要地方道を直角に日本海に向かって進み海岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を北北東に 1,000m 進んだ地点に至り、同所から同汀線を直角に同主要地方道に向かって進み同主要地方道との交点に至り、同所から同主要地方道を南南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 特別保護地区の存続期間
令和 8 年 11 月 1 日から令和 28 年 10 月 31 日まで

- 4 特別保護地区の保護に関する指針案

- (1) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

- (2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、日本海に面した砂浜で、日本海側で本格的なシロチドリの滞留地であり、春秋のシギ、チドリ類の渡りの際、休息地として重要である。

また、かほく市では、シロチドリを市の鳥に指定するなど保護に積極的である。このことから、法第 29 条第 1 項及び第 4 項に基づき、特別保護地区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

- (3) 管理方針

当該区域は、昭和 47 年から現在まで県指定高松鳥獣保護区高松特別保護地区として保護されてきており、引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものとする。その際、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

- 5 縦覧場所

石川県生活環境部自然環境課及び石川県県央農林総合事務所管理部企画調整室

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を

述べることができる。

令和 8 年 7 月 24 日

石川県知事 山 野 之 義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン羽咋店

羽咋市石野町ト 6 番地 ほか 8 筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 上新電機株式会社

代表取締役 金谷 隆平

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号

(変更後) 株式会社 Joshin

代表取締役 高橋 徹也

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 上新電機株式会社

代表取締役 金谷 隆平

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号

(変更後) 株式会社 Joshin

代表取締役 高橋 徹也

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日ほか

4 変更する理由

設置者及び小売業者の名称並びに代表者変更のため

5 届出年月日

令和 8 年 7 月 8 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び羽咋市産業建設部商工観光課

7 届出等の縦覧期間

令和 8 年 7 月 24 日から同年 11 月 24 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 11 月 24 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

業務委託に係る技術提案書の募集公告

次のとおり業務委託に係る技術提案書を募集する。

令和 8 年 7 月 24 日

石川県知事 山 野 之 義

1 業務概要

(1) 業務名

石川県冬期道路気象予測業務

(2) 業務内容

本業務は、冬期の気象情報の各種（降雪・気温）予測を実施し、これらの予測情報をインターネット環境から県土木（総合）事務所、県除雪契約業者等に配信するものである。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 参加資格等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 5(1)に示す参加表明の期限の翌日から随意契約締結時までの期間に、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 気象業務法（昭和27年法律第165号）第17条第1項の規定により予報業務の許可を受けている者で、次の条件を全て満たしていること。
 - ア 予報目的に「特定向け」が含まれていること。
 - イ 予報期間に「短時間」及び「短期」が含まれていること。
 - ウ 予報区域に「石川県」が含まれていること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 気象予報士により24時間体制で気象監視を行うこと。
- (7) 技術提案書の提出は、1者につき1件とする。

3 技術提案募集要領の配布場所等

- (1) 配布場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県土木部道路整備課雪寒・安全対策グループ 電話番号 076-225-1727
- (2) 配布方法
(1)の配布場所において配布する。

4 技術提案書の提出場所等

- (1) 技術提案書の提出場所及び問合せ先
3(1)の配布場所及び問合せ先と同じ。
- (2) 技術提案書の提出期限
ア 提出期限 令和8年8月7日（金）午後5時
イ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限内必着とする。）

5 技術提案の参加表明

- (1) 表明期限 令和8年7月31日（金）午後5時
- (2) 表明方法 技術提案募集要領に示す方法による。

6 技術提案書の採否及び契約

- (1) 4(2)アの提出期限までに提出のあった技術提案書について、後日、プロポーザル審査委員会によるヒアリングを実施する。
- (2) 技術提案書の採否については、(1)のヒアリング実施後1週間以内に、応募者に対し文書で通知し、採択された技術提案書を提出した者と随意契約を締結する。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否

要

(3) 手続における交渉の有無

無

(4) 契約保証金

免除

(5) 6(1)のヒアリングへの出席及び技術提案書等の作成に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

なお、提出書類等の機密保持には十分配慮する。

(6) その他詳細は、技術提案募集要領による。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 8 年 7 月 24 日

石川県知事 山 野 之 義

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
羽咋市鶴多町鶴多田40番 1	羽咋市旭町ア200番地 羽咋市長 岸 博一